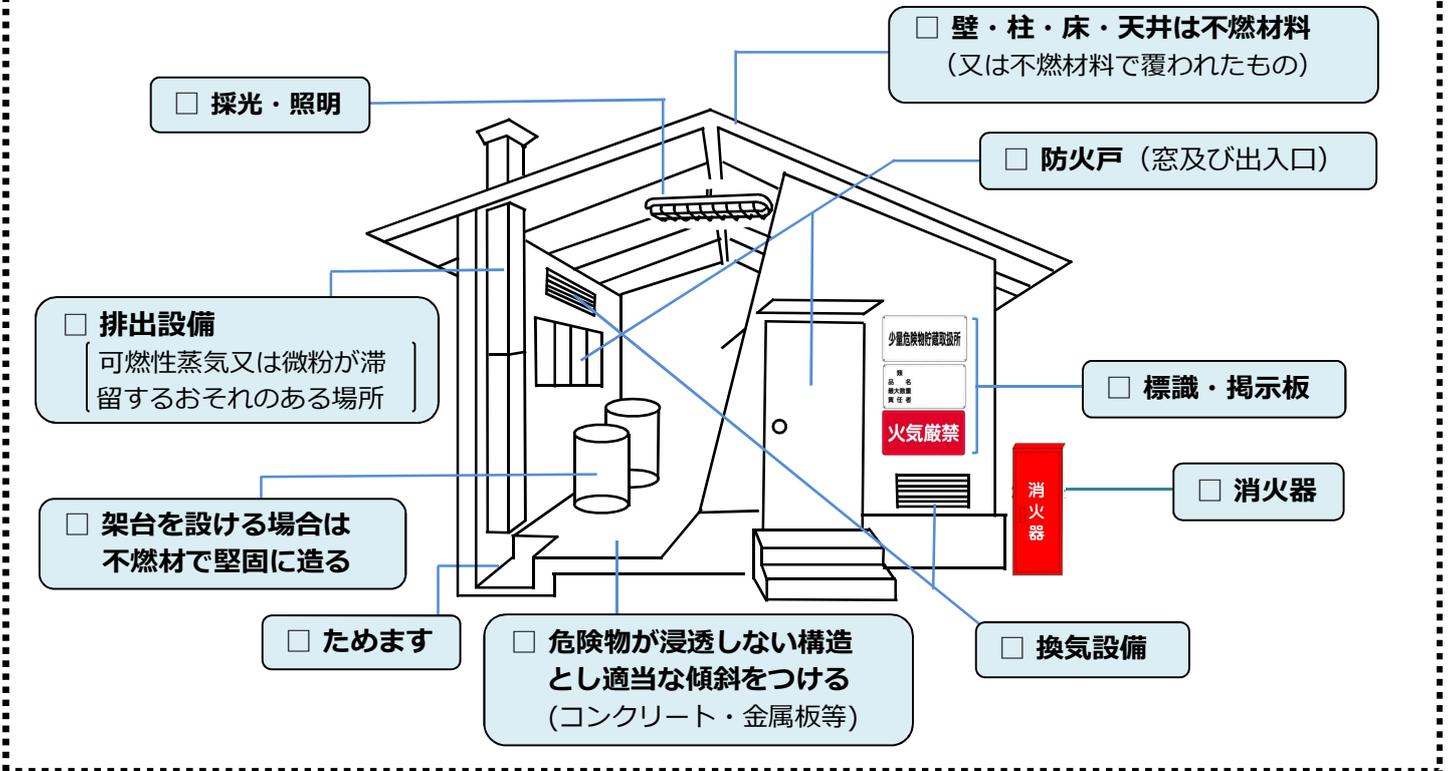


少量危険物を（屋内・屋外）貯蔵する場合の例

少量危険物の規制について（指定数量の5分の1以上指定数量未満）

指定数量の倍数が0.2以上1未満（指定数量の5分の1以上指定数量未満）の危険物を貯蔵・取扱いする場合は、富津市火災予防条例(第30・31条関係)で定める技術上の基準によることとされています。

(1) 屋内で貯蔵する場合（例）



(2) 屋外で貯蔵する場合（例）

